

## 上越市令和6年能登半島地震 なりわい再建支援補助金

### 対象者

以下の要件をすべて満たす中小企業者等

- 新潟県なりわい再建支援補助金(以下、県補助金)の交付確定を受けた中小企業者等\*
- 市税の滞納がないこと
- 下記のいずれにも該当しないこと(不給付事業者ではないこと)
  - ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
  - ・政治団体
  - ・宗教上の組織又は団体
  - ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人
  - ・その他助成金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は法人

※個人事業主…市内に住所又は事業所を有すること

法人…市内に事務所又は事業所を有すること

### 補助対象経費

- 県補助金の補助対象経費\*から県補助金及び保険金・共済金を引いた事業者負担分の額

※市内設置分の被災した施設・設備に係る経費に限ります

### 補助率

- 10/10(上限50万円)

### 補助金額計算方法

- **県補助対象経費－県補助金額－保険金・共済金＝市補助金額(上限50万円)**

※計算の結果、市補助金額が0円以下となる場合は対象外となります。

- ・例1 県補助対象経費 100万円 県補助金 75万円の場合

$$\boxed{100 \text{ 万円}} - \boxed{75 \text{ 万円}} = \boxed{25 \text{ 万円(市補助金額)}}$$

- ・例2 県補助対象経費 500万円 県補助金 375万円の場合

$$\boxed{500 \text{ 万円}} - \boxed{375 \text{ 万円}} = \boxed{50 \text{ 万円(市補助金額) ※上限50万円のため}}$$

- ・例3 県補助対象経費 1,000万円 県補助金 750万円 保険金 240万円の場合

$$\boxed{1,000 \text{ 万円}} - \boxed{750 \text{ 万円}} - \boxed{240 \text{ 万円}} = \boxed{10 \text{ 万円(市補助金額)}}$$

## 申請方法

申請書類は上越市産業政策課の窓口へ提出してください。

提出先: 〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市産業政策課

【問合せ先】上越市 産業政策課 産業振興係（直通：025-520-5729）

申請書類・詳細等は市ホームページをご確認ください。

## 申請期間

令和9年3月31日(水) (必着)

※県補助金の交付額確定通知書の日付から30日以内または令和9年3月31日(水)のいずれか早い日までに申請してください。

## 支払方法

市補助金の交付確定後、請求書をご提出いただき、請求書を受領してから3週間前後で、請求書に記載いただいた口座へ入金いたします。

## 提出書類等

- (1)上越市なりわい再建補助金交付申請書
- (2)納税状況調査承諾書
- (3)県補助金の交付決定通知書の写し
- (4)県補助金の補助金交付申請書に添付した書類
- (5)県補助金の交付確定通知書の写し
- (6)県補助金の補助事業実績報告書の写し
- (7)県補助金の実績報告書に添付した書類

※その他必要に応じて追加で書類に提出をお願いする場合があります。

申請の流れ

上越市令和6年能登半島地震  
なりわい再建支援補助金申請の手続きの流れ

